

土砂災害に関する避難確保計画

美祢市立淳美小学校

2022年 8月 作成

1. 計画の目的

この計画は土砂災害防止法第8条の2に基づき、本施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 53名	昼間 10名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名		

4. 防災体制

(1) 連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災組織図】

役 割	業務内容	担 当 者
統括管理者	○統括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	担 当：校長 代 行 者：教頭
情報収集伝達班	○洪水予報等の気象・災害情報の収集 ○館内放送による避難の呼びかけ ○施設利用者家族への連絡 ○関係者への連絡 ○周辺住民への事前協力依頼	班長：4・5年担任 班員3名 6年担任 養護教諭 事務主事
避難誘導班	○使用する資機材の準備 ○施設利用者の避難誘導の実施 ○未避難者の確認	班長：1年担任 班員3名 2年担任 3年担任 特別支援学級担任

(2) 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設 職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

(3) 防災体制確立の判断時期及び役割分担

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 美祢市に大雨注意報発表	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 美東町にレベル3高齢者等避難開始の発令 ➢ 美祢市に大雨警報(土砂)発表	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 関係者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 美東町地区にレベル4避難指示(緊急)の発令 ➢ 土砂災害警戒情報発表 ➢ 大雨特別警報発表	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ▶ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/) 美祢市安全安心メール ▶ 登録用アドレス (e-mine@xpressmail.jp)
水位到達情報 水位情報	インターネット ▶ 山口県土砂災害警戒情報システム (https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp) ▶ 気象庁HPの大雨警報（土砂災害）の危険度分布のサイト (https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/)
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	音声告知放送 美祢市安全安心メール テレビ/美祢有線テレビ（地デジ11Ch） ラジオ インターネット ▶ 美祢市のサイト (http://www2.city.mine.lg.jp) 美祢市の避難情報に係る緊急速報メール

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

② 体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

③ 市町村への連絡先は以下とする。

美祢市総務課防災危機管理室 0837-52-1110

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難基準

① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 地鳴りがする。

(3) 避難経路

① 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ 避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

② 施設内避難の場合

- ・ 避難場所までの避難経路については、「別紙2避難経路図」のとおりとする。
- ・ 停電時にはエレベータ停止することに留意する。

(4) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	淳美小学校校舎2階西側	0m	徒歩
屋内安全確保	校舎2階西側		

(5) 施設周辺や避難経路の点検

- ・避難場所へ移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

(6) 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ6器、タブレット端末63台、ファックス1台、携帯電話10台、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話10台、拡声器1台、懐中電灯、乾電池
屋内安全確保	寝具2人分
利用者	おしりふき20枚
そのほか	ウエットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚

浸水を防ぐための対策

--

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年11月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

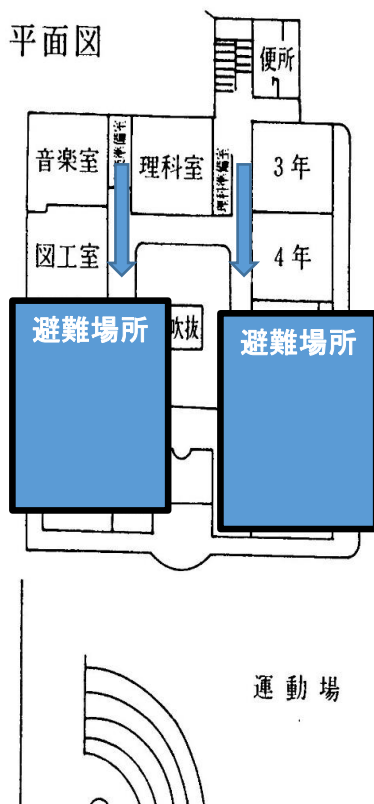
【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

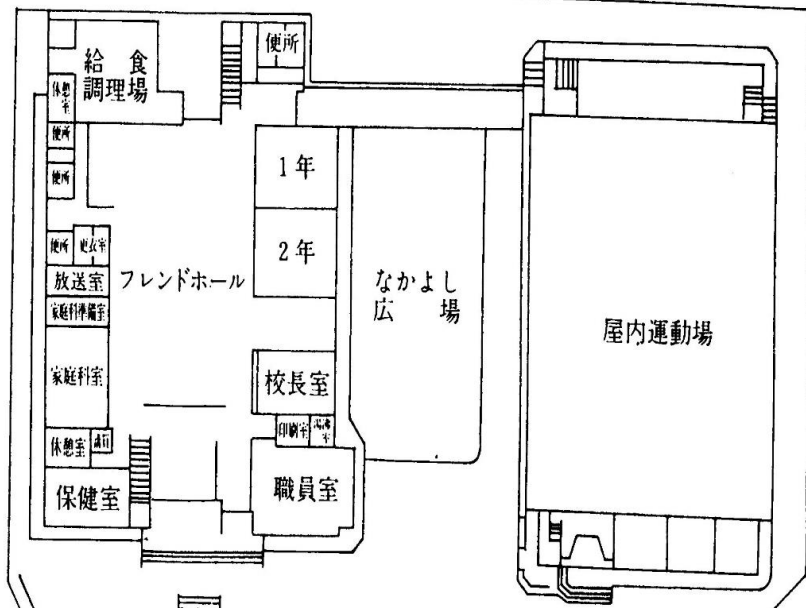
避難経路図

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼り付けて下さい。

平面図



1階平面図



施設所在地	美祢市美東町真名 4 7 2 - 3
避難場所	美祢市美東町真名 472-3

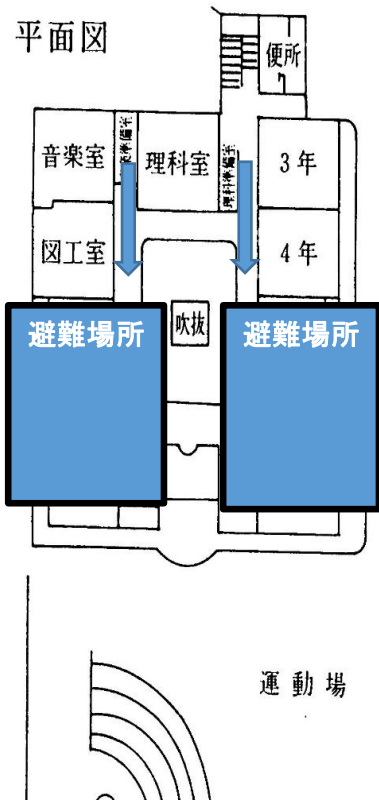
【屋内避難の避難経路図】

屋内避難する場合は、以下の場所とする。

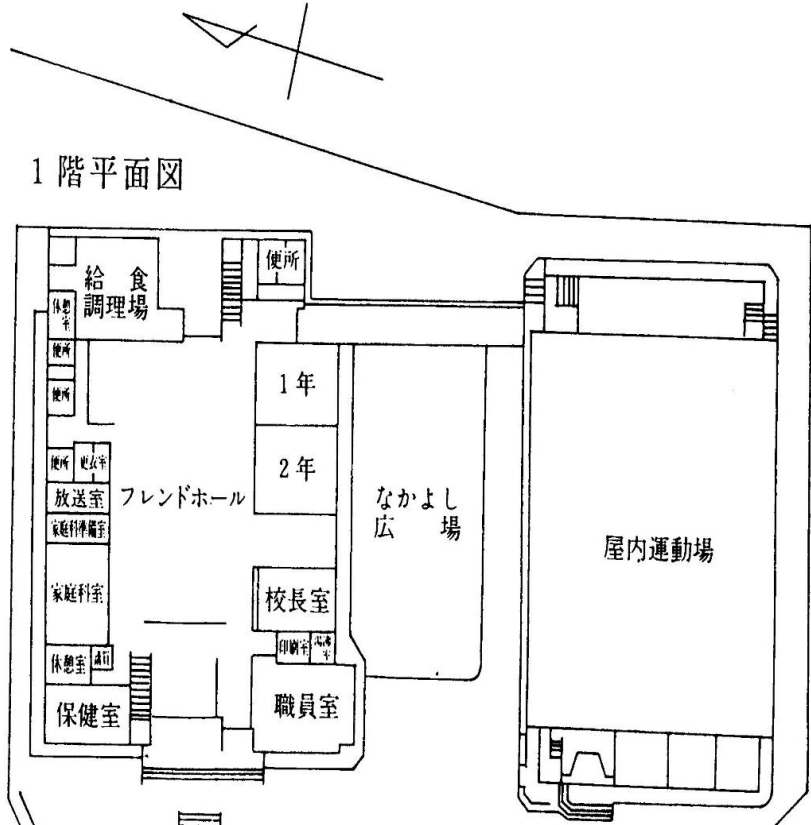
避難経路図

施設内の避難先までの避難ルートを貼り付けて下さい。

平面図



1階平面図



避難場所	校舎2階西側
------	--------